

市民・地域・行政の輪

条例を「絵にかいたもち」
にしないために……

平成14年12月1日に施行された、男女共同参画基本条例を市民の皆さんに理解していただくために、今年の4月26日から出前講座が開かれています。



1年かけて全19校区を回るというもの。反対の方も集まって、と呼び掛けています。会場に来てくださった方々からいただいた意見の一部をご紹介します。

「私は外で働きたいが、男性と同等の条件では雇ってもらえない」「条例は分かりにくい。短歌やキャ

ッチフレーズは作れないか」

「女の子が生まれて夫にがっかりされてしまった悔しさから、女らしくではなく一人の子として育ててきた」

「女性のお茶くみは日本の伝統で差別ではない。条例など、お金をかけてつくらなくてもよい」

「女性でも、いろいろな役職をやってみたいと思う時、やれる社会であってほしい」

「男女共同参画社会は少子化に拍車をかけるのではないか」

「共働きで、保育園の子どもが熱を出した時、父親が迎えに行こうとすると、男のくせに、と会社で言われる。会社への意識浸透を」

「男にとつてのメリットはあるのか」

「私が寝込んだ時、夫が夜の料理教室を探したが、無かった」

いかがですか？賛成・反対・分らない……思いはさまざまでしょうが、出前講座が本音で話し合える場になれば、条例が私たちのものになるための第一歩です。

また、出前講座ではこの情報誌に対するご意見もいただきました。私たちが発信する一語一句の大切さを痛感し身の引き締まる思いです。

何でも相談室

平成15年4月より、何でも相談室が開かれているのをご存知ですか？

この相談室は、以前、すこやかふれあいプラザで実施していた「女性のための総合相談」を変更したものです。

男女を問わず誰でも気軽に相談ください。

(どうぞ、立ち寄ってみてください。)

名 称：何でも相談室

場 所：街愛サロン

(国道3号沿い川内山形屋前)

曜 日：毎週土曜日

時 間：午後1時～4時

対象者：男女問わず誰でも

相談員：人権擁護委員・調停委員など

電 話：27-6758(相談時間内のみ)

編集後記

「これって暴力？」というタイトルの冊子がある。母親をはじめ、家族の者から嫌な言葉を掛けられてばかりいるA子さん。

「お前は役立たずだから」「お姉ちゃんはお前が悪いから」「お姉ちゃん、ダセエからなあ」……これらを自分の家族に置き換えてみると、すつぽりそのまま当てはまる光景である。

太り気味の長女に、兄と弟は「デブ」とのしる。殴る・叩くなどの暴力は無いものの、言葉での暴力は日常茶飯事である。

他人とは言葉を選び会話をするが、

家族だと、つい遠慮なく感情のおもむくままに暴言を吐いてしまう。

親だから、家族だからといって傷つけていいはずがない。家庭は安らぎの場所であるはずなのに……

長女は生活ノートに自分の思いをつづり、それを読んだ先生からの指摘で、あらためて長女の苦悩を知った。今回のDV特集記事を作成するにあたって、自分の意識の薄いまま、DVにかかわっている場合もあるのだということに気が付く。

「相手の立場になってみる」これを実行するだけで、ほとんどの問題は解決すると思うが、これがなかなか難しい。

「人間は考える葦である」、今一度自分の行動を見つめ直してみよう。

この情報誌に関するご意見・ご感想、取り上げたいことなどありましたら、下記までご連絡ください。

編集発行

〒895-8650 川内市神田町3番22号

川内市役所 企画経済部 企画課 男女共同参画係

☎235111(内線482) FAX205570

Eメール：gender-pl@sendai-net.jp

